

○恵庭市情報公開条例

平成6年12月28日

条例第18号

(目的)

第1条 この条例は、公文書が市民の共有の財産であり、この公開を求めるものの市政に対する知る権利を保障し、市政の諸活動について説明する責任を全うするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市政に対する理解と信頼を深め、市政参加の一層の推進を図り、もって地方自治の本旨に即した市民本位の開かれた市政の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。
- (2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び写真、フィルム、磁気テープ、磁気ディスクその他一定の事項を記録することのできるこれらに類するものであって、決裁又は供覧等の手続きを終了し、実施機関が管理しているものをいう。
- (3) 公開 この条例の定めるところにより、実施機関が公文書を閲覧若しくは視聴に供し、又は公文書の写しを交付することをいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を求めるものの権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされないよう最大限の配慮をしなければならない。

2 実施機関は、公文書の公開その他の事務を迅速に処理する等この条例により公文書の公開を求めるものの利便に配慮しなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を求めるものは、これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用するとともに、第三者の権利を侵害することがないよ

うにしなければならない。

(公文書の公開を請求する権利)

第5条 何人も、実施機関に対して、公文書の公開を請求することができる。

(公開請求の手続)

第6条 前条の規定による公文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）をしようとするものは、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者氏名）
- (2) 公文書の件名又は内容その他の公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項
- (3) その他実施機関が定める事項

(公文書の公開の決定期間)

第7条 実施機関は、前条の請求書を受け付けたときは、受け付けた日の翌日から起算して14日以内に当該公開請求に係る公文書を公開する旨又は公開しない旨の決定をしなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該期間内に決定をすることができないときは、当該期間の満了する日の翌日から起算して30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、延長する旨及びその理由を公開請求をしたもの（以下「請求者」という。）に速やかに通知しなければならない。

- 2 実施機関が請求者から提出された請求書に形式上の不備があると認めて、請求者に対して相当の期間を定めて補正を求め、これに対して請求者が補正を行った場合は、その補正に要した日数は前項の期間に算入しない。

(公文書の公開等の決定の通知)

第8条 実施機関は、前条の規定による決定をしたときは、請求者に対し、速やかにその内容を書面により通知しなければならない。この場合において、実施機関は、公文書を公開する旨の決定をしたときにあっては公開の場所及び日時を、公文書を公開しない旨の決定（第11条の規定による公文書の一部を公開しない旨の決定及び第13条の規定による公文書の存否を明らかにしない旨の決定を含む。以下本条及び第15条において同じ。）をしたときにあってはその理由を請求者に速やかに通知しなければならない。ただし、公文書を公開しな

い旨の決定をした場合において、当該公文書の全部又は一部について公開可能となる時期が明らかであるときは、併せてその旨を付記しなければならない。

(第三者に関する情報に係る意見の聴取等)

第9条 実施機関は、第7条の規定による決定をする場合において、公開請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該公文書を公開しようとするときは、当該第三者に対し、意見を聴くことができる。

2 実施機関は、前項の規定により当該第三者の意見を聴いた場合において、公文書の公開をすることと決定したときは、速やかにその旨を当該第三者に通知するものとする。

(公文書の公開義務)

第10条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、請求者に対し、当該公文書の公開をしなければならない。

(1) 個人情報 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令又は他の条例(以下「法令等」という。)の規定により何人でも閲覧することができる情報

イ 公表を目的とした情報

ウ 法令等の規定による許可、免許、届出等の際に作成し、又は取得した情報その他公益上公開することが必要であると認められるもの

(2) 事業活動情報 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公開することにより当該法人又は事業を

営む個人の営業上の地位を著しく損ない、若しくは不利益を与えるもの。ただし、次に掲げる情報は除く。

ア 事業活動により生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するために公開することが必要であると認められる情報

イ 違法又は不当な事業活動から生じ、又は生ずるおそれのある支障から市民生活を保護するために公開することが必要であると認められる情報

ウ その他公開することが公益上必要であると認められる情報

(3) 意思形成過程情報 市の内部又は市と国、他の地方公共団体その他公共的団体（以下「国等」という。）との間における検討、協議、調査研究等の意思形成過程に関する情報であって、公開することにより市の意思決定に著しい支障が生ずると明らかに認められるもの

(4) 行政運営情報 入札の予定価格、争訟の処理方針、交渉の方針、不動産買収の計画、試験の問題及び採点基準、職員の身分取扱いその他市又は国等が行う事務事業に関する情報であって、公開することにより市の行政の公正又は国等との協力関係を損ない、円滑な運営に著しい支障が生ずると明らかに認められるもの

(5) 任意提供情報 公にしないことを条件として、個人又は法人等から任意に市に提供された情報で、当該個人又は法人等の承諾なく公開することにより、当該個人又は法人等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうおそれのあるもの

(6) 公共安全維持情報 公開することにより、人の生命、身体又は財産の保護、行政上の取締り、犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報

(7) 法令秘情報 法令等の定めるところにより、公にすることができないとされている情報（公文書の一部公開）

第 11 条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報とそれ以外の情報とが記録されている場合において、非公開情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、当該公開請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、前条の規定にかかわらず、当該公文書のうち非公開情報以外の部分について、これを公開しなければならない。

（公益上の必要による公開）

第 12 条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、

当該情報を公開することが公益上特に必要があると認めるときは、当該公文書に係る公文書の公開をするものとする。

2 前項の規定を適用した場合には、審査会へ報告しなければならない。

(公文書の存否に関する情報の取扱い)

第13条 実施機関は、公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定の個人の生命、身体、名誉又は法人等の利益が侵害されると認められる場合に限り、当該公文書の存否を明らかにしないことができる。ただし、この規定を適用した場合には、前条第2項の規定を準用する。

(公文書の公開の実施)

第14条 第5条から前条までの規定による公文書の公開は、実施機関が第8条の規定による通知の際に指定した日時及び場所において行う。

2 実施機関は、前項の規定により公文書を公開する場合において、当該公文書が汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他相当の理由があるときは、当該公文書による公開にかえて、当該公文書を複写したものにより閲覧若しくは視聴又はその写しを交付することができる。

3 フィルム、磁気テープ及び磁気ディスクである公文書については、その写しの交付を行わない。ただし、実施機関が特に認めたときは、この限りでない。

(救済手続)

第15条 この条例に基づく決定等について行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求があった場合は、審査会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求に係る裁決をしなければならない。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 当該審査請求が不適法であるとき。

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該公文書の公開について反対意見書が提出されているときを除く。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 第1項に規定する審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しな

い。

（公文書の任意的公開）

第16条 実施機関は、この条例の施行日以前に作成され、又は取得した公文書について、公開の申出があった場合には、これに応ずるよう努めるものとする。

2 前項の規定に基づく公文書の公開に当たっては、この条例の各規定を準用する。ただし、前条の規定を除く。

（任意的公開に係る苦情処理）

第17条 実施機関が前条第1項の規定による公文書の公開の申出に応じないときは、当該申出をしたものは、実施機関の定めるところにより苦情の申出をすることができる。

2 実施機関は、前項の規定により苦情の申出があったときは、これを誠実に処理するとともに、その結果を当該申出をしたものに通知しなければならない。

3 実施機関は、前項の規定により苦情を処理する場合において、当該苦情が別に定める要件に該当するときは、当該申出に応ずることとしたときを除き、審査会の意見を聴くよう努めるものとする。

4 前2項に定めるもののほか、前条第1項の規定による公文書の公開の申出に係る苦情の処理に関し必要な事項は、実施機関が定める。

（出資法人等の情報の公開）

第18条 市が出資その他の財政上の援助等を行う法人等であつて、実施機関が別に定めるもの（以下「出資法人等」という。）は、経営状況を説明する文書等その保有する文書（次条第1項に規定する文書を除く。）の公開に努めるものとする。

2 実施機関は、出資法人等が保有する文書であつて、実施機関が管理していないものについて、その閲覧若しくは視聴又はその写しの交付の申出があったときは、当該出資法人等に対して当該文書を実施機関に提出するよう求めるものとする。

3 前項の規定により実施機関が出資法人等に提出を求める文書の範囲、文書の閲覧若しくは視聴又はその写しの交付の手續、費用の負担その他必要な事項は、実施機関が別に定める。

（指定管理者の情報公開）

第18条の2 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に

規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、当該指定管理者が管理する公の施設に係る文書の公開に努めるものとする。

2 実施機関は、指定管理者が保有する文書であって、実施機関が保有していないものについて、その閲覧若しくは視聴又はその写しの交付の申出があったときは、当該指定管理者に対し、当該文書を実施機関に提出するよう求めるものとする。

3 前項の規定により、実施機関が指定管理者に提出を求める文書の範囲、文書の閲覧若しくは視聴又は写しの交付の手続、費用の負担その他必要な事項は、実施機関が別に定める。

(審査会)

第19条 この条例の規定によりその権限に属することとされた事項を処理するほか、市長の諮問に応じて、情報公開制度に係る重要事項を審議するため、別に定めるところにより審査会を置く。

(他の法令等との調整)

第20条 この条例は、法令等の定めるところにより閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本等の交付の手続が定められている公文書については、適用しない。

2 この条例は、図書館その他の市の施設において一般の利用に供することを目的として管理している公文書については、適用しない。

(費用の負担)

第21条 この条例の規定に基づく公文書の閲覧に係る手数料は、無料とする。ただし、公文書の写しの交付及び送付に要する費用は、請求者の負担とし、規則で定める。

(情報提供等)

第22条 市は、総合的な情報公開制度を推進するため、情報提供施策及び情報公表施策の整備拡充を図り、市政に関する正確で分かりやすい情報を市民が的確に得られるよう努めるものとする。

(会議の公開)

第23条 実施機関に置く附属機関等は、この条例の規定の趣旨にのっとり、会議を公開するように努めるものとする。

(実施状況の公表)

第24条 市長は、年1回、各実施機関の公文書公開に関する実施状況を取りまとめて公表するものとする。

(市長の調整)

第25条 市長は、この条例による情報公開制度の円滑かつ統一的な実施を図るうえで必要があると認められるときは、他の実施機関に対し、公文書の公開に関し、報告を求め、又は助言することができる。

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成7年規則第20号で平成7年6月1日から施行)

(適用区分)

2 この条例の規定（第5条から第10条までの規定による公文書の公開に関する規定に限る。）は、この条例の施行の日以後に作成され、又は取得された公文書について適用する。

附 則（平成10年3月20日条例第5号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月14日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、この条例による改正後の恵庭市情報公開条例第18条の規定は、規則で定める日から施行する。

(平成14年規則第5号で附則ただし書に規定する改正規定は、平成14年10月1日から施行)

附 則（平成17年3月30日条例第7号）抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、現に公の施設の管理を委託しているものについては、この条例により

指定を受けた指定管理者が当該公の施設の管理を開始するまでの間は、従前の例により管理をすることができるものとする。

附 則（平成１９年３月６日条例第５号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成２８年３月３０日条例第１９号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

（適用区分）

- 2 第２条の規定による改正後の恵庭市情報公開条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた恵庭市情報公開条例に基づく決定等に係る審査請求について適用し、施行日前にされた恵庭市情報公開条例に基づく決定等に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

附 則（平成２９年５月１９日条例第１７号）

この条例は、平成２９年５月３０日から施行する。